

公立大学法人青森県立保健大学 利益処分の承認基準

1 承認の対象となる額

当該年度における利益のうち経営努力により生じたとされる額

2 額の処分内容について

処分内容について合理的な使途でなければならない。

3 経営努力により生じたと認められる具体的内容

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益（自己収入）から生じた利益であって、以下に該当するもの
 - ① 運営費交付金対象収入が当初予算額を上回った結果生じた利益
 - ② 特定収入事業を行った結果生じた利益
- (2) 運営費交付金に基づく収益において、費用が減少したことによって生じた利益（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）

〈本来行うべき業務を行わなかった場合とは〉
⇒学部並びに修士及び博士課程の学生収容定員の合計の充足率が一定率（90％）を下回った場合
- (3) その他法人において経営努力によることを立証した場合